

別記様式 6

平成 21 年度第 4 回（第 9 回） 外務省契約監視委員会
議 事 概 要

開催日及び場所	平成 22 年 1 月 22 日（金） 於：外務省 272 号会議室	
委 員	委 員 長 中里 実 委 員 中谷 和弘、三笥 裕、吉田 明子 後藤 啓二（欠席）	
抽出案件		(備考)
一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）	2/10 件	審査対象： 平成 21 年度第 2 四半期
一般競争方式（上記以外）	2/39 件	
指名競争方式	0/3 件	
企画競争に基づく随意契約方式	2/42 件	
公募に基づく随意契約方式	3/4 件	
その他の随意契約方式	3/44 件	
合 計	12/142 件	
	意 見 ・ 質 問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全委員に対し、平成 22 年 12 月 31 日までの任期を委嘱（再任）。 ・ 委員長については、中里委員長が再任。 	

別紙

委 員	外 務 省
<p>1. 物品・役務等の契約（総括表） （意見なし）</p> <p>2. 指名停止等の運用状況 （該当なし）</p> <p>3. 再度入札における一位不働状況 （意見なし）</p> <p>4. 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 （意見なし）</p> <p>5. 抽出案件の審議</p> <p>①-1 「サーバー機器等」賃貸借保守 （一般競争入札：政府調達）</p> <p>○今次入札の対象となっている賃貸借・保守契約は3ヶ月契約だが、機器の賃貸借は平成21年度以降も継続する。平成22年度以降の契約はどうか。</p> <p>○一者応札となった理由如何。</p> <p>①-2 「緊急装備付強化車輛の製造・納入」業務委嘱 （一般競争入札：政府調達）</p> <p>○途上国への配備が多いのか。</p> <p>②-1 「タイ人公邸料理人育成指導」業務委嘱業務 （一般競争入札）</p> <p>○タイ人に日本食を教えるのであれば、バンコクにある日本料理屋へ研修を委嘱する方法もあると思うが、わざわざ日本の調理師</p>	<p>●平成22年4月1日以降は、今次の入札結果を条件とした随意契約を締結することになる。</p> <p>●入札説明会には複数業者が参加したが、実際に応札してきたのは一者であったが、本件仕様は特定の業者が有利となるような特殊な内容の仕様となっていないので、なぜ一者応札となったのか明らかではない。</p> <p>●然り。</p> <p>●公邸での食事では、その国の首脳や要人をもてなすこともあり、高い質の日本料理の提供が求められるので、日本の調理師学校の和食講師に日本</p>

委 員	外 務 省
<p>学校に業務委嘱する理由は何か。</p> <p>○実際に指導した料理人の内、何人程度が公邸料理人となっているのか。</p> <p>②-2 経済局 2010 年 APEC 準備室における労働者派遣契約 (一般競争入札)</p> <p>○本件落札業者の落札額が、他の業者に比べかなり低価格に抑えられているが、他の APEC 関連業務等で業務を受注する可能性はあるのか。</p> <p>④-1 「文化無償資金協力フォローアップ・修繕等調査」業務委嘱 (企画競争)</p> <p>○本案件は（対象国は変わるにしても）定期的に行われている契約か。</p> <p>④-2 「世界のテロリスト・データベースの作成」業務委嘱 (企画競争)</p> <p>○本案件は、今回のみの契約か。</p> <p>○過去に他社との契約実績はあるか。</p>	<p>食を指導してもらう必要がある。</p> <p>●延べ 123 名を指導し、延べ 58 名が公邸料理人となっている。調理技術に加え、館長との相性や異国の地で仕事をする事への適性も考慮するため、一定数以上の候補者を確保する必要がある。</p> <p>●21 年度の APEC 関連契約において、本落札業者が契約相手となっているのは一件のみである。22 年度横浜首脳会議では、警備業務や通訳業務等応札が可能な案件は予定されているが、本契約の落札者が次の入札に有利となる理由はないと考えている。</p> <p>●定期的を実施している案件である。 当該調査内容を次の資金援助調査にフィードバックする等により事業内容を向上させている。</p> <p>●毎年 1 回更新を実施する定期的な案件である。 ●これまで、同一社の企画が採用されている。 本案件企画書の仕様書では、実績を条件とせず同様業務の経験があれば、企画書の提出を妨げないとしている。ただ、業務内容の特殊性もあり、今次企画競争においては本件落札業者の企画より優れた企画書の提出がなかった。</p>

委 員	外 務 省
<p>⑤-1～3 「北方四島在住ロシア人招聘事業」業務委嘱(3案件) (公募)</p> <p>○本件落札者は自団体のHPで「北方領土問題解決に向けて、北方四島に住んでいるロシア人と交流し、お互いの理解と友好を深めるための事業」との記載しており、この事業自体が自団体の事業の如く広報しており、公募に適しているとは思えない。</p> <p>また、本案件については、随意契約でもよいと考えられるが、公募による契約とした理由は如何。</p> <p>⑥-1 「本省・国内拠点のパソコンへの新マスタ展開」業務委嘱 (随意契約)</p> <p>○パソコンを新規導入するのであれば、ソフトウェアのインストールは必要であるのに、ハードウェアとの一括調達を行わなかった理由。</p> <p>⑥-2 「在留邦人向けメールマガジン配信システム改修・開発」業務委嘱 (随意契約)</p> <p>⑥-3 「日韓フォーラム」開催業務委嘱 (随意契約)</p>	<p>●従来、領土問題解決に向けての日口間相互理解のための事業であり、その事業を実施することが適当である団体とかつては随意契約により実施していた案件である。</p> <p>ただ、客観的に契約相手が真に1者しか存在しないことを検証するために、平成20年度より公募を実施している。</p> <p>●ハードウェアとの導入時期をずらすことによって、ソフトウェアの追加機能や性能向上に、ぎりぎりまで対応が可能となったと考えている。</p> <p><意見なし></p> <p><意見なし></p>